

各都道府県介護保険主管部局 御中

厚生労働省老健局振興課

東日本大震災に伴う介護支援専門員の証の有効期間の延長の取扱い
及び更新研修の実施について

今般の東日本大震災においては、必要な介護の確保等、高齢者の支援に最大のご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護支援専門員の介護支援専門員証（以下「証」とする。）の有効期間については、東日本大震災を受け、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件等について」（平成23年3月17日厚生労働省老健局長通知）において、平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する特定被災区域内に居住地を有する介護支援専門員の証について、その有効期間を延長し、満了日を平成23年8月31日までとしたところですので、当該有効期間満了について周知いただきますようお願いいたします。

また、特定被災区域内に居住地を有し、今年度の更新研修（介護保険法第69条の8第2項に規定する研修。以下「更新研修」という。）の対象となる介護支援専門員については、登録期間の更新に必要な更新研修を受講する機会を確保していただくとともに、研修日程等に関する情報が当該介護支援専門員へ確実に伝わるようにするなど、その取扱いについて遺漏無きようよろしくお願いいたします。

なお、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日厚生労働省老健局長通知）に規定しているとおり、やむを得ない事情が認められる場合には、登録されている都道府県だけではなく、受講者が希望する研修受講地での受講が可能であることを申し添えます。

（参考）介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成18年6月15日厚生労働省老健局長通知）（抄）

3 事業内容

(5) 介護支援専門員更新研修（別添5）

4 実施上の留意点等

- (2) 当該研修の研修受講地については、原則として介護支援専門員の登録を行っている都道府県とする。（中略）

また、やむを得ない事情が認められるときは、受講者が希望する研修受講地の都道府県と連携の上、その便宜を図るものとする。（以下略）